

# 今後マニュアル作成時に検討する 主要項目

# ①サーベイランスに関する今後の検討事項

## サーベイランス実施に係る体制の整備

### (1) 学校サーベイランス・・・大学・短大への実施方法

### (2) 積極的疫学調査・・・実施・中止の判断方法

#### 【参考】サーベイランスに関するガイドライン

#### 第2章 各段階におけるサーベイランス

##### 2. 新型インフルエンザ発生時に追加するサーベイランス

###### 患者全数把握

###### ウ) 実施方法

届出基準(症例定義)が決定された後、全ての医療機関から、都道府県等は届出基準に合致する患者(疑似症患者及び確定患者)の報告を直ちに受け、厚生労働省は感染症サーベイランスシステム(NESID)により情報収集し、速やかにその結果を分析し、情報還元する。

なお、届出情報だけでは、転帰までの症状及び治療経過、基礎疾患、検査データ等についての十分な情報が得られないため、積極的疫学調査及びその他の方法により情報収集することとなるが、医療機関や保健所等の業務量を考慮し、過度の負担とならない程度とする。

###### エ) 実施期間

発生当初の症例1例ごとの情報は、その後対策において特重要であることから、新型インフルエンザの海外発生期に開始し、厚生労働省は、全国の報告数が概ね百例に達するまでの間、全数把握を実施し、その後の全数把握については、都道府県等ごとに地域発生早期まで行う。ただし地域感染期以降についても都道府県等の判断により継続することができるものとする。

なお、疑似症患者についても、原則として確定患者と同様の時期まで届出を求めることとするが、都道府県等内での患者が増加した段階では、都道府県等の判断により中止できる。

##### 3. 新型インフルエンザ発生時に強化するサーベイランス

###### (1) インフルエンザ様疾患発生報告(学校サーベイランス)等

###### イ) 実施方法

インフルエンザ様疾患発生報告(学校サーベイランス)の報告施設を、大学・短大まで拡大し、都道府県等はインフルエンザ様症状の患者による臨時休業(学級閉鎖、学年閉鎖、休校)の状況及び欠席者数を把握し、直ちに報告を受ける。

また、報告のあった集団発生について、都道府県等は、可能な限り集団発生ごとに患者の検体を採取し、患者や医療機関の協力を得てPCR検査等を行う。厚生労働省は、PCR検査等の結果も含めて、感染症サーベイランスシステム(NESID)により情報収集し、その結果を分析し、情報還元する。

なお、医療機関や社会福祉施設等におけるインフルエンザの集団発生の報告を受けた際にも、可能な限り、同様に検体を採取・検査する。

###### ウ) 実施期間

海外発生期、国内発生早期及び小康期(国内感染期には報告対象施設の大学・短大への拡大は中止するが、国内感染期であっても地域未発生期・地域発生早期の都道府県等においては、集団発生の患者の検体の分析は継続する。)

## ②情報提供に関する今後の検討事項

### 県民、関係機関等との情報提供・共有体制等の整備

#### (1)コールセンターの体制

○体制のあり方・・・設置場所、委託の是非、一般と医療機関との分離

○人員の確保・・・医師・保健師等の専門職の確保の方法

など

#### (2)関係機関等との情報共有体制

○情報の集約・整理・・・青森県対策本部による一元的な情報整理のあり方

○情報共有の方法・・・ホームページ、メーリングリスト等の活用方法

など

#### 【参考】情報提供・共有に関するガイドライン

#### 第3章 地方公共団体における対応

##### 1. 都道府県等における対応

##### (2)コールセンター等の相談窓口

新型インフルエンザ等の発生時において、地方公共団体も、上記及び他の地方公共団体の対応を参考にコールセンター等を設置し、現場の実情に応じた対応を行う。その際には、保健所等の医師・保健師等の専門職が担当すべき他の公衆衛生業務に支障を来さないように配慮することが重要である。

#### 第4章 国と地方公共団体等との連携

##### (2)医療関係者、指定公共機関との情報共有

① 新型インフルエンザ等の発生時において、厚生労働省は、都道府県等や医師会を通じ、できるだけ早期に新型インフルエンザ等の診断、治療に係る情報を医療関係者に対し提供する。

## ③特定接種に関する今後の検討事項

### 登録事業者・市町村が実施する特定接種の体制確保に対する支援及び県が実施する特定接種の体制確保

(1) 医療従事者の確保・・・医師、看護師、保健師、事務従事者等の確保

(2) 接種場所の確保・・・100人規模の集団接種とした場合の接種場所の検討

#### 【参考】予防接種に関するガイドライン

#### 第5章 予防接種体制について

##### 1. 特定接種の接種体制

##### (3) 未発生期における準備

② 原則として集団的接種を行うため、100人以上を単位として接種体制を構築する必要がある。登録事業者は、企業内診療所において接種体制を構築する、又は接種を行う地域の医療機関とあらかじめ発生時に接種に協力する旨の協定を結ぶ等により接種体制を構築する。100人以上の集団的接種体制を構築できない登録事業者については、登録事業者が属する事業者団体ごとに集団的接種体制の確保を図る。

なお、特定接種を事業者において接種する方法としては、企業内診療所での接種、外部の医療機関からの診療による接種が考えられる。企業内診療所の開設について新たに許可が必要な場合には、都道府県は迅速に対応する。

③ 上記の方法によってもなお登録事業者又は登録事業者が属する事業者団体ごとに集団的接種体制を構築することが困難な場合には、業種を担当する府省庁等は、必要に応じ、厚生労働省、都道府県や市町村の協力を得て、事業者を支援し、接種体制を構築させる。

##### (5) 接種体制の構築等

##### イ) 医療従事者の確保

① 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する登録事業者、国、都道府県、市町村は、地域医師会等の協力を得て、その確保を図る。

② 通常の協力依頼では医療従事者の確保ができないような場合、特措法第31条の規定に基づき、厚生労働大臣及び都道府県知事は、医師、看護師その他政令で定める医療関係者に対し、特定接種の実施に関し必要な協力の要請又は指示を行うことを検討する。

## ④住民接種に関する今後の検討事項

### 市町村が実施する住民接種の体制確保に対する支援

- (1) 医療従事者の確保・・・医師、看護師、保健師、事務従事者等の確保方法
- (2) 接種場所の確保・・・人口1万人に1か所程度の接種場所の検討
- (3) 接種に要する器具等の確保

#### 【参考】予防接種に関するガイドライン

#### 第5章 予防接種体制について

##### 2. 住民接種の接種体制

##### (3) 未発生期における準備

- ② 市町村は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間及び都道府県間等で広域的な協定を締結するなど、居住する市町村以外の市町村における接種を可能にするよう努める必要がある。そのため、厚生労働省及び都道府県は、技術的な支援を行う。
- ⑤ 国及び都道府県は、医師会、関係事業者等の協力を得て、市町村が進める接種体制の構築を調整する。また、国は市町村における接種体制について、具体的なモデルを示すなど、技術的な支援を行う。

##### (5) 接種体制の構築等

##### イ) 医療従事者の確保

- ① 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市町村は、地域医師会等の協力を得て、その確保を図る。
- ② 通常の協力依頼では医療従事者の確保ができないような場合、特措法第46条第6項において読み替えて準用する第31条の規定に基づき、都道府県知事は、政令で定める医療関係者に対し、特定接種の実施に関し必要な協力の要請等を行うことを検討する。

##### ウ) 接種の実施会場の確保

- ① 接種のための会場について、地域の実情に応じつつ、市町村は人口1万人に1か所程度の接種会場を設けて接種を行う。

##### エ) 接種体制の構築

- ① 原則として集団的接種を行うため、市町村はそのための体制を確保する。すなわち、各会場において集団的接種を実施できるよう予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する器具(副反応の発生に対応するためのものを含む。)等を確保する必要がある。

## ⑤医療提供体制に関する今後の検討事項

県において検討する事項と各保健所を中心とした二次医療圏で検討する事項の整理

### (1) 県において検討する事項

⇒新型インフルエンザ対策医療協議会

- 臨時の医療施設の設置方針等・・・設置要件、場所、設備、資材等
- 入所施設における医療体制・・・集団感染への対応
- 医療提供に関するマニュアルの整備
- 発生段階の移行・・・移行の目安、移行に伴う診療体制のあり方など

### (2) 二次医療圏で検討する事項

⇒各地域新型インフルエンザ対策協議会

- 帰国者・接触者外来を設置する医療機関の選定
- 入院受入医療機関の選定
- 新型インフルエンザの医療を行わない医療機関の抽出  
・・・人工透析、産科、精神科、救急医療、障害児医療等
- 電話相談時の対応方法・・・受診誘導の方法
- 患者の搬送方法  
など